

お客さま各位

北央信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

北央信用組合（理事長 畠山則和）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて下記の取組みを実施いたします。

当組合は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の振出期限の設定

受付終了日	2026年9月30日(水)
内容	当組合の手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日とします。 最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いが出来ません。 また、当組合の手形・小切手をお受け取りになる場合も、振出日が2026年9月30日までであることを確認してください。

2. 他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金扱い受付終了

受付終了日	2026年9月30日(水)
内容	他行が支払地または支払場所の手形・小切手等の入金受付を終了いたします。 2026年10月以降、手形・小切手等を受取った場合は振出金融機関や振出人等に決済方法を相談してください。

詳しくはお取引店へお問い合わせください。

以上



北央信用組合は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

手形・小切手の全面的な電子化について

【当組合は電子的な決済方法への移行を推奨しております】

手形・小切手に代わる決済方法として、「電子記録債権（でんさい）」や、「ほくしんビジネスバンキング」への移行をご案内しておりますので、是非ともご検討をお願い申し上げます。

サービス名	メリット
ほくしんビジネスバンキング (振込・振替サービス)	◎小切手の代替となるサービス ・現物の紛失、盗難等の心配がない ・振出、郵送作業、保管、管理等が不要
電子記録債権 (でんさい)	◎手形の代替となるサービス ・取引先への郵送料、印紙代が不要 ・非対面での取引が可能、取引先や金融機関等に行く必要がない

【手形・小切手の全面的な電子化】に関する当組合のこれまでの取組み】

2025年8月6日付 ホームページで公表済

払戻伝票による当座預金出金の取扱開始	2025年9月1日（月）から、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取扱いを開始いたしました。 ※小切手による払戻しも引き続きご利用いただけます。
2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止	2027年4月1日（木）以降を期日とする手形・先日付小切手について、代金取立ならびに割引の受付を停止しております。
当座預金（一般当座）の新規口座開設停止	2025年9月1日（月）をもちまして、当座預金（一般当座）の新規開設を停止いたしました。 ※既に当座預金をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。
一般当座貸越の新規申込停止	2025年9月1日（月）をもちまして、一般当座貸越の新規開設を停止いたしました。 ※既に一般当座貸越をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。
手形・小切手帳発行の受付終了	2026年6月30日（火）をもちまして手形帳および小切手帳の発行依頼の受付を終了いたします。
自己宛小切手発行の終了	2026年6月30日（火）をもちまして自己宛小切手の発行を終了いたします。